



TOKYO PRO-BOND Market

株式会社 TOKYO AIM 取引所
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町2-1
Tel : 03-5847-0816
Email: info@tokyo-aim.com
URL:www.tokyo-aim.com

TOKYO AIM, Inc.
2-1, Nihombashi-kabuto-cho, Chuo-ku, Tokyo 103-0026 Japan
Tel : +81-(0)3-5847-0816

2011年5月17日

プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」の制度を発表

～ 規程・規則につき金融庁から認可を取得～

株式会社TOKYO AIM 取引所(本社:東京都中央区、代表取締役社長:村木徹太郎)は本日、プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」に関する規程・規則につき金融庁から認可を取得し、同市場の制度を発表しました。

「TOKYO PRO-BOND Market」は、2008年の金融商品取引法の改正により導入された「プロ向け市場制度」を活用して設立、運営されます。新市場の主な特徴は以下の通りです。

- ・ 既存の債券市場の大部分を占めるプロ投資家を対象とし、発行体と投資家双方の利便性を向上させる柔軟な制度を導入
- ・ 発行時の開示書類を大幅に簡素化し、発行体の起債手続きを効率化
- ・ 英文のみによる発行開示および継続開示が可能となり、海外の発行体の発行コストを大幅に削減
- ・ ユーロ MTN と同様のプログラム上場を可能とし、市場環境に応じた機動的かつ柔軟な起債を実現

代表取締役社長の村木徹太郎は次のようにコメントしています。「プロ向け債券市場『TOKYO PRO-BOND Market』は、内外企業の資金調達手段の多様化と、投資家の運用対象の充実に寄与するものと確信しています。新市場の創設によって、発行企業、投資家、金融機関など債券市場を巡る関係者の多様なニーズに応え、我が国金融市场が今後アジアの中核市場として発展していくことに貢献していきたいと考えています。」

###

【本件に関するお問合せ先】

クレアブ・ギャビン・アンダーソン 03-5404-0640 (大倉、高川)

MTNについて

MTNとはMedium Term Note(ミディアム・ターム・ノート)の略で、MTN プログラムに基づいて発行される債券を指し、ユーロ市場では一般的な社債発行形態となっている。MTN プログラムとは、社債発行により資金調達を予定している発行体が、あらかじめディーラー数社とMTN 発行に関する包括的な契約を締結しておくことにより、発行限度枠内で隨時機動的に債券発行ができるようにする枠組みのこと。MTN プログラムは通常、ロンドン、ルクセンブルク等の取引所に上場(リストティング)される。

株式会社TOKYO AIM取引所について

株式会社TOKYO AIM 取引所は株式会社東京証券取引所グループ(51%)とロンドン証券取引所(49%)の共同出資によって2009年に創設された。株式会社TOKYO AIM 取引所が運営するプロ向け株式市場「TOKYO AIM」は、2008年の金融商品取引法改正により導入された「プロ向け市場制度」に基づき、ロンドン証券取引所が運営するロンドンAIM の制度をモデルとした新たな制度的枠組みを採用、日本およびアジアの企業に新たな資金調達の場を提供している。プロ向け債券市場「TOKYOPRO-BOND Market」は、株式会社TOKYO AIM 取引所傘下の株式市場「TOKYO AIM」と並列して創設される。

株式会社TOKYO AIM 取引所ウェブサイト<http://www.tokyo-aim.com>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第4条第4項の規定に基づき、当取引所の市場に上場する債券等の上場、上場廃止その他の必要な事項を定める。</p> <p>2 当取引所は、プリンシブルベースの考え方に基づき、この規程を運用する。すなわち、当取引所は、この規程の運用に当たっては、各条項の趣旨及び当該各条項に関連する原則的な事項を定めた条項の趣旨に沿って、当取引所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。</p> <p>(資料等に使用する言語)</p> <p>第2条 <u>上場債券等</u>の発行者、<u>新規上場申請者</u>及び<u>プログラム上場</u>を行う者が、開示する資料を作成する場合は、英語若しくは日本語のいずれか又は双方の言語を選択しなければならない。</p> <p>(本国等の法制度等の勘案)</p> <p>第3条 当取引所は、<u>上場債券等</u>の発行者、<u>新規上場申請者</u>及び<u>プログラム上場</u>を行う者に対する当取引所の規則の適用にあたっては、当該<u>上場債券等</u>の発行者、<u>新規上場申請者</u>及び<u>プログラム上場</u>を行う者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、TOKYO PRO-BOND Market 上場規程(以下「規程」という。)に基づき、当取引所が定める事項について規定する。</p>
<p>第2章 新規上場</p> <p>(新規上場申請等)</p> <p>第4条 <u>新規上場申請者</u>は、当取引所に対して、施行規則で定める「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。</p> <p>(プログラム上場)</p> <p>第5条 債券等の上場申請を行おうとする者は、当該債券</p>	<p>(有価証券新規上場申請書の様式)</p> <p>第2条 規程第4条に規定する「有価証券新規上場申請書」は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>(プログラム上場)</p> <p>第3条 規程第5条第1項に規定するプログラム情</p>

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>等が第9条各号に掲げる要件（この場合において、第9条第1号中「当該債券等若しくは当該債券等に係るプログラム情報」とあるのは「当該債券等に係るプログラム情報」と読み替え、第9条第2号中「当該債券等を引き受ける主幹事証券会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第147条第3号に定める主幹事会社に相当する業務を行う者をいう。）」とあるのは「元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものとしてプログラム情報にその名称を記載された者」と読み替える。）を満たしている場合には、当取引所に対して、施行規則で定めるプログラム情報を提出することができる。プログラム情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。この場合において、プログラム上場を行う者は、施行規則で定める「プログラム上場に係る確約書」を当取引所に対して提出するものとする。</p> <p>2 プログラム上場に係る債券等が特定有価証券である場合には、当該債券等の新規上場申請を行おうとする者並びに運用会社及び受託者（当取引所が当該債券等の性質に鑑み必要と認める者に限る。）は、連名で前項に規定するプログラム上場に係る確約書を提出しなければならない。</p> <p>3 プログラム上場を行おうとする複数の者は、当取引所に対して、第1項に定めるプログラム情報を共同して提出することができる。なお、この場合においても、第1項に規定するプログラム上場に係る確約書についてはそれぞれの者が各自当取引所に対して提出しなければならない。</p> <p>4 当取引所及びプログラム上場を行う者は、第1項に規定するプログラム情報及びプログラム上場に係る確約書を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>5 前項に従って公表されたプログラム情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、プログラム上場を行う者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p>	<p>報の内容は、別記第2号様式に掲げる事項に関する情報とする。債券等の上場申請を行おうとする者は、プログラム情報を作成するに当たっては、別記第2号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。</p> <p>2 規程第5条第1項に規定する「プログラム上場に係る確約書」は、別記第3号様式によるものとする。</p> <p>3 規程第5条第4項及び第5項に規定する方法は、次の各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p> <p>（1）当取引所のウェブサイトへの掲載</p> <p>（2）プログラム上場を行う者の情報を掲載するウェブサイトへの掲載</p>

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>(新規上場申請時の提出書類等)</p> <p>第6条 新規上場申請者は、当取引所に対して、上場申請時に、次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定証券情報 (法第3条各号に規定する有価証券の取得勧誘を行う場合を除く。)</p> <p>(2) 施行規則で定める新規上場申請に係る債券等の発行要項 (法第3条各号に規定する有価証券の取得勧誘を行う場合に限る。)</p> <p>(3) 施行規則で定める「新規上場申請に係る宣誓書」 (新規上場申請に係る債券等に関してプログラム上場に係る確約書を提出していない場合に限る。)</p> <p>(4) その他当取引所が必要と認める書類等</p> <p>2 特定証券情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>3 特定証券情報に掲げられる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者が、特定有価証券の発行者であり、その設立後最初の連結会計年度又は事業年度内に特定証券情報を提出する場合であって、当取引所が適当と認めるときは、監査報告書等の添付を要しない。</p> <p>4 特定証券情報に掲げられる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のうちいづれかに基づいて作成しなければならない。</p>	<p>(新規上場申請に係る提出書類等)</p> <p>第4条 規程第6条第1項第2号に規定する新規上場申請に係る債券等の発行要項の内容は、別記第5号様式の第一部証券情報に相当する情報とする。</p> <p>2 規程第6条第1項第3号に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>3 規程第6条第2項に規定する特定証券情報の内容は、証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イからニまでに掲げる事項 (新規上場申請者が既に1年間継続して企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の3第2項に規定する有価証券報告書 (当該有価証券が外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号に規定する外国債等である場合には、同令第6条の2第2項に規定する有価証券報告書) を提出している場合は、その旨並びに同項第1号イ及びロに掲げる事項) に関する情報 (債券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからニまでに掲げる事項に関する情報) とする。新規上場申請者は、特定証券情報を作成するにあたっては、別記第5号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。</p> <p>4 規程第6条第3項に規定する監査報告書等は、「無限定適正意見」又はこれに準ずる意見が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>(1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査の結果が記載されたものであること。</p> <p>(2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当する証明、又はこれと同等のものが記載されたものであること。</p> <p>(3) 監査法人によって作成されたものであること。</p> <p>(4) 最近連結会計年度又は事業年度に係るものであること。</p>

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>(新規上場申請時の公表)</p> <p>第7条 当取引所及び新規上場申請者は、前条第1項に定める提出書類を、施行規則で定める方法により上場申請日に公表しなければならない。</p> <p>2 前項に従って公表された特定証券情報又は新規上場申請に係る債券等の発行要項に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>(その他の提出書類等)</p> <p>第8条 当取引所は、新規上場申請者に対し、当取引所が適當と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(上場適格性要件)</p> <p>第9条 新規上場申請に係る債券等は、次の各号に掲げる上場適格性要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 当該債券等若しくは当該債券等に係るプログラム情報が、格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社であって信用格付業者に対する規制・監督の枠組みと同等と認められる規制・監督の枠組みに服するものをいう。）による格付けを取得していること又は当該債券等が施行規則に定める要件を満たすこと。</p> <p>(2) 当該債券等を引き受ける主幹事証券会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第147条第3号に定める主幹事会社に相当する業務を行う者をいう。）若しくは当該債券等の発行者が当取引所の作成する「主</p>	<p>5 規程第6条第4項に規定する施行規則で定める会計基準とは、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の3基準のいずれかと同等であることを、当取引所が認めた基準とするものとする。この場合において、当該3基準のいずれかとの差異を監査法人の監査を受けた上で開示（いわゆる調整開示）しなければならない。</p> <p>(新規上場申請時の公表の方法)</p> <p>第5条 規程第7条第1項及び第2項に規定する方法並びに証券情報等内閣府令第3条第1号、第5条第2項第1号及び第8条第2項第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、次の各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p> <p>(1) 当取引所のウェブサイトへの掲載</p> <p>(2) 新規上場申請者の情報を掲載するウェブサイトへの掲載</p> <p>(上場適格性要件)</p> <p>第6条 規程第9条第1号に規定する施行規則に定める要件とは、当該債券等が規程第25条第1号⑦、⑧又は⑬に掲げる有価証券であること又は国、国内外の地方公共団体若しくは当取引所が適當と認める金融機関による保証を受けていることをいう。</p> <p>2 規程第9条第2号に規定する「主幹事証券会社リスト」への登録は、当該リストへの登録を希望する者からの申請を受け、当取引所がこれまでの債券等の引受実績等を勘案して登録を認めることによって行う。</p> <p>3 当取引所は、当取引所が適當と認める場合には、「主幹事証券会社リスト」に登録された者の登録を取り消すことができる。</p>

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>幹事証券会社リスト」に登録されていること又は当該債券等が施行規則に定める要件を満たすこと。</p>	<p>4 規程第9条第2号に規定する施行規則に定める要件とは、当取引所が適当と認める金融機関が当該債券等の総額を購入していることをいう。</p>
<p>(上場承認)</p>	
<p>第10条 当取引所は、新規上場申請に係る債券等について前条各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る債券等の上場を承認するものとする。</p>	
<p>(上場承認の公表)</p>	
<p>第11条 当取引所は、新規上場申請について承認した場合は、その旨を公表するものとする。</p>	
<p>(上場契約)</p>	<p>(上場契約書)</p>
<p>第12条 新規上場申請に係る債券等を当取引所が上場する場合は、当該新規上場申請に係る新規上場申請者は、当取引所に対して、施行規則で定める「上場契約書」を提出するものとする。ただし、第5条に規定する新規上場申請に係るプログラム上場に係る確約書を提出している場合はこの限りでない。</p>	<p>第7条 規程第12条第1項に規定する「上場契約書」は、別記第6号様式によるものとする。</p>
<p>2 新規上場申請に係る債券等が特定有価証券である場合には、当該債券等の新規上場申請者並びに運用会社及び受託者（当取引所が当該債券等の性質に鑑み必要と認める者に限る。）は、前項に準じて、連名で「上場契約書」を提出しなければならない。</p>	
<p>3 この規程の適用において、前項の運用会社及び受託者は、上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者と同様に取り扱うものとする。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p>	
<p>4 上場債券等の発行者、新規上場申請者、プログラム上場を行う者、運用会社及び受託者は、この規程その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力をわなければならない。</p>	
<p>5 当取引所は、新規上場申請に係る債券等の上場日に、その銘柄を上場有価証券原簿に記載する。</p>	

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>第3章 上場後の義務</p> <p>第1節 発行者の情報の開示義務</p> <p>(ディスクロージャー)</p> <p>第13条 上場債券等の発行者及びプログラム上場を行う者（以下「上場債券等の発行者等」という。）は、投資者への適時、適切な上場債券等の発行者等の情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な上場債券等の発行者等の情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>2 上場債券等の発行者等は、上場債券等の発行者等の情報の開示を行う場合は、当取引所及び当該上場債券等の発行者等の情報を掲載するウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。</p> <p>(重要な発行者等の情報の開示)</p> <p>第14条 上場債券等の発行者等は、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得る事項について、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内若しくは海外の金融商品取引所に上場している株券等（TOKYO AIM上場規程第43条第1号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第25条第1号⑦から⑬までに掲げる有価証券の発行者についてはこの限りでない。</p> <p>(発行者情報の開示)</p> <p>第15条 上場債券等の発行者（有価証券報告書の提出義務のある発行者及び当該上場債券等が法第3条各号に規定する有価証券であって当該上場債券等に係る取得勧誘を行う場合における当該上場債券等の発行者を除</p>	<p>(重要な発行者等の情報の開示)</p> <p>第8条 規程第14条に基づき開示すべき事項は、日本の証券市場における適切な適時開示基準として別表1に掲げる基準により開示すべき事項を含むものとする。</p> <p>2 規程第14条の規定に基づき開示すべき内容は、以下の各号に掲げる内容であって、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 上場債券等の発行者等が開示すべき事項を決定した理由又は開示すべき事項が発生した経緯 (2) 開示すべき事項の概要 (3) 開示すべき事項の今後の見通し (4) その他投資判断上重要と認められる事項 <p>(発行者情報)</p> <p>第9条 規程第15条に規定する発行者情報の内容は、証券情報等内閣府令第7条第3項第1号イからハまでに掲げる事項に関する情報（債券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからハま</p>

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>く。)は、事業年度(当該発行者が発行者である有価証券が特定有価証券である場合にあっては当該有価証券に係る特定期間とし、当該発行者が会社以外の者である場合にあっては事業年度又はこれに準ずる期間とする。)の終了後3か月以内に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。</p>	<p>で掲げる事項に関する情報)とする。上場債券等の発行者は、発行者情報を作成するにあたっては、別記第7号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場債券等の発行者は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する発行者情報に掲げられる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。</p>	<p>2 前項の書面に掲げられる財務書類の会計基準については、規程第6条第4項に準じるものとする。</p> <p>3 規程第15条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、第5条各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p> <p>4 規程第15条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第4条第4項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。</p>
<p>(発行者等の情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第16条 上場債券等の発行者等は、上場債券等の発行者等の情報に關し当取引所が照会(施行規則で定める照会を含む。)を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告するものとする。この場合において、当取引所が必要と認めるときは、上場債券等の発行者等は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>(発行者の情報に係る照会)</p> <p>第10条 規程第16条に規定する施行規則で定める照会とは、当取引所が上場債券等の売買管理上必要と認めて行う照会(当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、発行者の情報の発生から公表に至る経緯等について行う照会を含む。)をいう。</p>
<p>(発行者のウェブサイト)</p> <p>第17条 上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者は、上場申請の日以降、施行規則で定める事項を当該者の情報を掲載するウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者は、常に最新の情報がウェブサイトに掲載され、投資者が当該情報を支障なく閲覧できるよう合理的な努力を行うものとする。</p>	<p>(発行者のウェブサイトでの開示内容)</p> <p>第11条 規程第17条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。</p> <p>(1) 法第3条各号に規定する有価証券に係る上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者</p> <p>a 上場債券等の発行要項</p> <p>b その他投資者の投資情報収集に資するものとして当取引所が必要と認める事項</p>

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
	<p>(2) 前号以外の有価証券に係る上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者（有価証券報告書の提出義務のある者を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特定証券情報 b 発行者情報 c その他投資者の投資情報収集に資するものとして当取引所が必要と認める事項 <p>(3) 第1号以外の有価証券に係る上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者（有価証券報告書の提出義務のある者に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特定証券情報 b 有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書 c その他投資者の投資情報収集に資するものとして当取引所が適当と認める事項
第2節 その他の義務	
(債券等の譲渡制限)	
第18条 上場債券等の発行者は、法第2条第3項第2号ロ（2）の規定その他特別の法律の規定に基づくものを除き、上場債券等の譲渡について制限を行ってはならない。	
(上場に関する料金)	(上場に関する料金)
第19条 プログラム上場を行う者、新規上場申請者及び上場債券等の発行者は、プログラム上場料、新規上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。	第12条 プログラム上場料、新規上場料その他の上場に関する料金の金額及び支払期限は、別表2に定めるところによるものとする。
第4章 市場秩序の維持	
第1節 実効性確保手段	
(実効性確保手段)	(実効性確保手段の手続)
第20条 当取引所は、上場債券等の発行者等に対して、この規程その他の規則への遵守を確保するため、当取引	第13条 当取引所は、規程第20条第2項各号に掲げる措置を講じようとする場合には、当該措置の対

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>所の市場の運営上必要と認められる報告を求め、書類を提出させることができる。</p>	<p>象となる上場債券等の発行者等に対して、あらかじめ意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。ただし、当取引所は、規程第20条第2項第1号から第3号までのいずれかの措置を講じようとする場合は、意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しないで、かかる措置を講じることができる。</p>
<p>2 当取引所は、上場債券等の発行者等がこの規程その他の規則に違反したと当取引所が認める場合は、当該上場債券等の発行者等に対して、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置（以下「措置」という。）を講じることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="192 601 366 635">(1) 警告措置 <li data-bbox="192 653 470 687">(2) 違約金の賦課措置 <li data-bbox="192 705 787 738">(3) プログラム情報に基づく新規上場の禁止措置 <li data-bbox="192 756 573 790">(4) 上場債券等の上場廃止措置 	<p>2 当取引所は、前項の規定による意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するときは、相当な期間において、措置の対象となるべき上場債券等の発行者等に対して、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="895 862 1219 896">(1) 予定される措置の内容 <li data-bbox="895 914 1165 947">(2) 当取引所の認定した事実並びにこれに対する法令及び諸規則の適用 <li data-bbox="895 965 1473 1147">(3) 当取引所に対し、前2号に掲げる事項について、意見を述べること及び証拠を提出することができる旨並びにそれらの期限 <p>3 措置は、上場債券等の発行者等に当該措置の内容を示した書面を送達することによって、その効力を生ずる。</p>
<p>（異議の申立て）</p> <p>第21条 上場債券等の発行者等は、前条第2項の措置に不服があるときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に対して異議の申立てを行うことができる。</p>	<p>（異議の申立手続）</p> <p>第14条 規程第21条第1項に規定する異議の申立てを行う場合には、上場債券等の発行者等は、前条第3項に規定する書面の送達があった日から10営業日以内に、異議の対象となる措置の内容及び異議の理由を記載した書面をもって行うものとする。</p>
<p>2 当取引所は、施行規則で定めるところにより、措置を変更し、又は取り消すことができる。</p>	<p>2 当取引所は、前項に規定する異議の申立てがあつた場合には、異議の内容について審査を行った上で、異議の対象となる措置を変更し、又は取り消すことができる。</p>
	<p>3 当取引所は、前項に規定する審査を行った場合には、異議の申立てを行った上場債券等の発行者等に対して、その結果を通知するものとする。</p> <p>4 当取引所は、規程第20条第3項又は第4項に基</p>

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>(売買停止及び停止解除)</p> <p>第22条 当取引所が上場債券等の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを速やかに当該上場債券等の発行者に連絡するものとする。</p> <p>第2節 上場廃止等</p> <p>(上場廃止)</p> <p>第23条 当取引所は、上場債券等が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに、当該上場債券等を整理銘柄に指定するとともに公表するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 最終償還期限が到来する場合</p> <p>(2) 債券等の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合</p> <p>(3) 吸収分割又は新設分割により上場債券等に係る債務が他の会社に承継される場合</p> <p>(4) 上場債券等の発行者が特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書について重大な虚偽記載を行った場合</p> <p>(5) 上場債券等が期限の利益を喪失した場合</p> <p>(6) 前各号のほか、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合</p> <p>2 当取引所は、整理銘柄に指定した上場債券等を、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に上場廃止するものとする。</p> <p>(1) 第20条第4項又は前項第4号から第6号までのいずれかの規定により整理銘柄に指定した銘柄 当取引所がその都度定める日</p> <p>(2) 前項第1号の規定により整理銘柄に指定した銘柄</p> <p>最終償還期限から起算して5日前(休業日を除外す</p>	<p>づき措置を公表した場合であって、第2項の規定に基づき当該措置を変更又は取り消したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>(上場廃止)</p> <p>第15条 上場債券等の発行者は、規程第23条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに当取引所に対してその旨を報告するものとする。</p> <p>2 規程第23条第1項第1号に規定する場合においては、規程第23条第2項第2号に定める日の7日前に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>3 規程第23条第1項第2号に規定する場合において、当該上場債券等の発行者から、当該償還を行う旨の決定に係る書面による報告を受けた時に同号に該当するものとして取り扱う。</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>る。以下日数計算において同じ。) の日</p> <p>(3) 前項第2号の規定により整理銘柄に指定した銘柄</p> <p>繰上償還の日(繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日)から起算して5日前の日</p> <p>(4) 前項第3号の規定により整理銘柄に指定した銘柄</p> <p>吸收分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して4日前の日</p> <p>3 当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、前項各号に定める日より前に、当該上場債券等を上場廃止することができる。</p> <p>(原簿のまつ消)</p> <p>第24条 当取引所が上場債券等の上場を廃止するときは、その銘柄の上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまつ消する。</p> <p>第5章 定義</p> <p>(定義)</p> <p>第25条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 債券等 次の①から⑩までに掲げる有価証券をいう。</p> <p>① 内国法人の発行する社債券(法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>② 外国法人の発行する社債券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前①に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>③ 特別の法律により内国法人の発行する債券(法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>④ 特別の法律により外国法人の発行する債券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前③</p>	

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>⑤ 投資法人債券 (法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。以下同じ。)</p> <p>⑥ 外国投資証券 (法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券をいう。) のうち投資法人債券に類する証券</p> <p>⑦ 内国の者の発行する地方債証券 (法第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>⑧ 外国の者の発行する地方債証券 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前⑦に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>⑨ 内国法人の発行する特定社債券 (法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>⑩ 外国法人の発行する特定社債券 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前⑨に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>⑪ 特定目的信託の受益証券 (法第2条第1項第13号に掲げる有価証券) のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの</p> <p>⑫ 外国の者の発行する特定目的信託の受益証券 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前⑪に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>⑬ 外国の発行する国債 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)</p> <p>(2) 監査報告書等 監査報告書又はこれに準じたものをいう。</p> <p>(3) 上場債券等 当取引所に上場している債券等をいう。</p> <p>(4) 新規上場申請者 債券等の新規上場を申請する当該債券等の発行者をいう。</p> <p>(5) 特定証券情報 法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又は公表</p>	

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>に関する内閣府令（以下「証券情報等内閣府令」という。）第2条第1項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として第6条第2項でその内容を定めるものをいう。</p> <p>(6) 発行者情報 法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第7条第2項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として第15条第1項でその内容を定めるものをいう。</p> <p>(7) 日本会計基準 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表規則」という。）、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期財務諸表規則」という。）、中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。）並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表規則」という。）に規定する企業会計の基準をいう。</p> <p>(8) 米国会計基準 米国において一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。</p> <p>(9) 法 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）をいう。</p> <p>(10) 国際会計基準 国際財務報告基準（IFRS）をいう。</p> <p>(11) 役員 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、理事若しくは監事（上場債券等が特定有価証券である場合には、ファンドマネージャーを含む。）又はこれらに準ずる者（その者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）をいう。</p> <p>(12) 特定有価証券 債券等のうち、法第5条第1項に規定する特定有価証券に該当するものをいう。</p> <p>(13) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の</p>	

TOKYO PRO-BOND Market上場規程	TOKYO PRO-BOND Market上場規程施行規則
<p>財産の運用（その指図を含む。）を行う者（これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。）及びこれに相当する者をいう。</p> <p>(14) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき設定される場合の当該信託契約における受託者及びこれに相当する者をいう。</p> <p>(15) ファンドマネージャー 金融商品取引法施行令第15条の4第2号に掲げる者をいう。</p> <p>(16) プログラム情報 債券等の上場申請を行おうとする者が、当取引所が定めるところにより公表することができる書類であって、債券等の発行残高の上限その他の情報を記載したものをいう。</p> <p>(17) プログラム上場 債券等の上場申請を行おうとする者がプログラム情報を当取引所に対して提出し、かつ公表することをいう。</p> <p>付 則 この規程は、平成23年5月17日から施行する。</p>	<p>付 則 この規則は、平成23年5月17日から施行する。</p>

別表1

適時開示の基準

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則第8条第1項の規定により、日本の証券市場において適切な適時開示を行うための基準は以下のとおりとする。

(上場債券等の発行者等に係る情報の開示)

第1条 上場債券等の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場債券等の発行者等の業務執行を決定する機関が、次の a から d までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 解散（合併による解散を除く。）
- b 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- c 商号又は名称の変更
- d a から前 c までに掲げる事項のほか、当該上場債券等の発行者等の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次の a から e までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

- a 債権者その他の当該上場債券等の発行者等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- b 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分
- c 親会社等に係る破産手続開始の申立て等
- d 債券等に係る期限の利益の喪失
- e a から前 d までに掲げる事実のほか、当該上場債券等の発行者等の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場債券等に係る保証者の業務執行を決定する機関が、第1号の a から d までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(4) 上場債券等に係る保証者に第2号の a から e までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(開示内容の変更又は訂正)

第2条 上場債券等の発行者等は、前条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定は、上場債券等の発行者等が前条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発

行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

別表 2

上場に関する料金

料金	金額（注 1）	支払期日
○ プログラム上場料	200 万円	プログラム情報の提出日の属する月の翌月末日
○ 新規上場料（新規上場申請者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に掲げる発行予定期間中に上場する場合）	100 万円と発行額×0.5/10000 のいずれか小さい額	上場日の属する月の翌月末日
○ 新規上場料（上記以外の場合）	200 万円	同上

（注 1）上表の記載にかかわらず、当取引所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、当取引所が定めるところにより、一定の期間において、上場に関する料金を変更することができる。この場合、あらかじめその旨を当取引所のウェブサイトへ掲載する。

（注 2）

- a) 上表で算出した金額について、100 円未満の金額（次の b の規定により加算する消費税額及び地方消費税額を除く。）は切り捨てるものとする。
- b) 上表の料金は、消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者又は上場債券等の発行者が外国の者である場合を除く。）して支払うものとする。
- c) 料金の支払いは、本邦通貨によるものとする。
- d) 当取引所は、プログラム上場に係る発行者、新規上場申請者又は上場債券等の発行者がこの別表 2 に規定する料金を支払期日までに支払わない場合には、当該プログラム上場に係る発行者、新規上場申請者又は上場債券等の発行者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を 100 円につき 1 日 4 錢の割合によって請求できるものとする。

（注 3）上場債券等の発行者は、上場廃止の際に支払期限の到来していない料金について、上場廃止日又は当取引所が別途指定する日までに支払う。

（注 4）規程第 5 条第 3 項の規定に基づき複数の者が共同してプログラム情報を提出する場合におけるプログラム上場料については、当該複数の者は、公表されるプログラム情報ごとに、連帶して、上表に記載する金額を上表に定める支払期日までに支払う義務を負うものとする。

上場に関する料金 (2011/12/31まで)

料金	金額	支払期日
○ プログラム上場料	100万円	プログラム情報の提出日の属する月の翌月末日
○ 新規上場料 (新規上場申請者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に掲げる発行予定期間中に上場する場合)	50万円と発行額×0.5/10000のいずれか小さい額	上場日の属する月の翌月末日
○ 新規上場料 (上記以外の場合)	100万円	同上

上記の料金表は、TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則別表2の(注1)に基づく。

(別記第1号様式)

年 月 日

株式会社TOKYO AIM取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地

発行者名

印

代表者の役職氏名

印

有価証券新規上場申請書

_____は、貴取引所が定めるTOKYO PRO-BOND Market上場規程その他諸規則等の内容を理解した上で、TOKYO PRO-BOND Market上場規程第4条に従い、下記のとおり、新規上場を申請いたします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

記

1. 商号又は名称

--

2. 本店又は主たる事務所の所在地

(郵便番号 ー)		
電話番号 :	ファックス :	設立国 :

3. 申請者の事務連絡担当者

氏名 :	
役職 :	
電話番号 :	
電子メールアドレス :	

4. 上場しようとする債券等の銘柄名等 :

銘柄名 :	新証券コード :
-------	----------

債券等の種類 :	発行価額又は売付け価額の総額 :
プログラム情報の提出日 :	

5. 上場承認希望日

6. その他確認事項

(a) 格付けの取得状況

(b) 主幹事証券会社の名称

以上

(本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを持出することができます。)

(別記第2号様式)

プログラム情報

【表紙】

【公表書類】プログラム情報

【公表日】平成 年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【有価証券の種類】

【発行予定期間】 (2)

【発行残高の上限】 (3)

【安定操作に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【有価証券報告書又は発行者情報の提出状況】 (4)

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券等は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券等の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、プログラム情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。

2 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の既存市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、TOKYO AIM取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO AIM取引所の諸規則に留意する必要があります。

3 TOKYO AIM取引所は、プログラム情報の内容（プログラム情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。

4 このプログラム情報は、規程第7条第1項に基づく特定証券情報の公表が行われた場合には、当該特定証券情報の一部を構成するものです。

第一部【証券情報】（5）

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

以下に記載するもの以外については、特定投資家向け取得勧誘に当たり、その都度「特定証券情報」に記載します。

- 1【新規発行社債】
- 2【社債の引受け及び社債管理の委託】
- 3【新規発行による手取金の使途】
 - (1)【新規発行による手取金の額】
 - (2)【手取金の使途】

第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

以下に記載するもの以外については、特定投資家向け売付け勧誘等に当たり、その都度「特定証券情報」に記載します。

- 1【売付け社債】
- 2【売付けの条件】

第3【その他の記載事項】

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
 - 2【事業の内容】
 - 3【関係会社の状況】
- 第2【経理の状況】
- 【連結財務諸表等】
- (1)【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ②【連結損益計算書】
 - ③【連結株主資本等変動計算書】
 - ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤【連結附属明細表】
 - (2)【主な資産及び負債の内容】
 - (3)【その他】

第三部【発行者の保証会社の情報】

(記載上の注意)

(1)一般的事項

記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（規程第6条第4項で認められるものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。本記載上の注意に記載のない事項については、第5号様式の記載上の注意に準じて記載するものとする。また、プログラム情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

（2）発行予定期間

- a 発行予定期間は1年間とする。
- b 発行予定期間の開始日には、プログラム情報の提出日から8日を経過する日を記載すること。

（3）発行残高の上限

プログラム情報による特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を予定している有価証券の発行価額又は売付け価額について、発行残高の上限の金額を記載すること。

（4）有価証券報告書又は発行者情報の提出状況

既に1年間継続して有価証券報告書又は発行者情報を公表している発行者は、その旨を記載すること。この場合においては、本様式第二部の記載を省略することができる。

（5）証券情報

当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものとの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるもののが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものと記載すること。

（6）マルチイッシュラーの場合の特例

規程第5条第3項の規定に基づき複数の者が共同してプログラム情報を提出する場合においては、【発行者の名称】から【事務連絡者氏名】までについては、当該複数の者すべてについてそれぞれ記載するものとし、【発行残高の上限】に記載する金額は、発行予定期間における当該複数の者の合計の発行残高の上限を記載するものとする。また、第二部【企業情報】第2【経理の状況】の末尾に、当該複数の者の財務諸表等を記載するものとする。

プログラム上場に係る確約書

年 月 日

株式会社TOKYO AIM取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地

提出者名

印

代表者の役職氏名

印

_____ (以下「提出者」という。) は、プログラム情報を貴取引所に提出するにあたって、下記の事項を確約します。

記

1. プログラム情報の提出、当該プログラム情報に基づく新規上場申請及び上場適格性の調査・確認において貴取引所に提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載し、かつ、記載した内容はすべて真実であること。
2. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、TOKYO PRO-BOND Market 上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則」という。) のうち、提出者及び当該プログラム情報に基づき上場される債券等 (以下「上場債券等」という。) に適用のあるすべての規定を遵守すること。
3. 諸規則に基づいて、貴取引所が行う上場債券等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
4. 本確約から生じる又は上場債券等に関する提出者と貴取引所との間の一切の訴訟等について、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

(本確約書は、本確約書に準じて英語で記載したものと提出することができます。)

年 月 日

株式会社TOKYO AIM取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地

発行者名

印

代表者の役職氏名

印

新規上場申請に係る宣誓書

_____は、貴取引所への新規上場申請に関し、下記のとおり宣誓します。

記

1. 新規上場申請及び上場適格性の調査・確認において貴取引所に提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実です。
2. 前項の規定又は貴取引所が現に制定している及び将来制定若しくは改正することのある業務規程、TOKYO PRO-BOND Market 上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則」といいます。）について違反事実が判明した場合には、それに関して貴取引所が行う一切の措置に対して異議（ただし、諸規則において認められているものを除きます。）を申し立てません。

以上

（本宣誓書は、本宣誓書に準じて英語で記載したものと提出することができます。）

(別記第5号様式)

特定証券情報

【表紙】

【公表書類】特定証券情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【有価証券の種類】

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【安定操作に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【有価証券報告書の提出状況】

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券等は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券等の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。

2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（法第21条第1項に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいいます。以下、本項において同じ。）は、特定証券情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、金融商品取引法第27条の33において準用する第21条第1項第1号及び第27条の34において準用する第22条に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明した時は、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO-BOND Market市場における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の既存市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、TOKYO AIM取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO AIM取引所の諸規則に留意する必要があります。

4 TOKYO AIM取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1 【新規発行社債】 (4)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（%）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
特定投資家向け取得勧誘の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (5)

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	—		

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）

(2) 【手取金の使途】

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1 【売付け社債】

銘柄	売付け券面額の総額又は売付け振替社債の総額（円）	売付け価額の総額（円）	売付けに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

2 【売付けの条件】 (6)

売付け価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売付けの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【企業情報】 (7)

第1 【企業の概況】

- 【主要な経営指標等の推移】
- 【事業の内容】
- 【関係会社の状況】

第2 【経理の状況】

【連結財務諸表等】

- (1) 【連結財務諸表】
 - 【連結貸借対照表】
 - 【連結損益計算書】
 - 【連結株主資本等変動計算書】
 - 【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - 【連結附属明細表】
- (2) 【主な資産及び負債の内容】
- (3) 【その他】

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】（8）

第四部【発行者の保証会社の情報】

第1【保証の対象となっている社債】（9）

第2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】（10）

第3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】（11）

- 1【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】
- 2【企業の概況】
- 3【経理の状況】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（規程第6条第4項で認められるものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）することができる。本記載上の注意に記載のない事項については、TOKYO AIM上場規程別記第3号様式の記載上の注意（1）のb、c、d、g、h、i及びj、（2）、（3）、（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）、（18）、（19）のb及びc、（20）のb及びc、（21）のb、c、e及びf、（26）、（27）、（28）、（29）、（60）、（61）、（62）、（63）、（64）、（65）、（66）、（67）、（68）、（71）並びに（72）に準じて記載するものとする。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

b 記載事項及び記載上の注意は、内国社債について示したものであり、内国社債以外の債券等については、「社債」とあるのを「債券」と改めるなど、これに準じて記載すること。

c 発行価格の決定前に勧誘を行う必要がある場合、「第一部 証券情報」に掲げる事項のうち、以下に掲げる事項を公表しないことができる。この場合において、特定証券情報において公表しなかつた事項につき、その内容が決定したときは、規程第7条第2項に従い、訂正特定証券情報を公表すること。

（a）各社債の金額

（b）発行価格（又は売付け価格）

（c）利率（取得勧誘の場合に限る。）

（d）申込証拠金

（e）申込期間

（f）申込取扱場所（又は申込受付場所）

（g）払込期日

（h）利息の支払場所（取得勧誘の場合に限る。）

（i）引受人（又は売付けの委託を受けた者）（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

（j）引受金額及び引受けの条件（又は売付けの委託契約の内容）

（k）社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所（取得勧誘の場合に限る。）

（l）社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件（取得勧誘の場合に限る。）

（2）本様式表紙の記載の特例

発行者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に掲げる発行予定期間中に発行する債券等に係る特定証券情報を公表する場合には、本様式の表紙の「有価証券の発行価額又は売付け価額の総額」と「取引所金融商品市場等に関する事項」の間に、次に掲げる事項を記載するものとする。この場合において、「プログラム情報の内容」欄には、プログラム情報に記載した各記載項目の内容を記載すること。

【プログラム情報の内容】

公表日	
発行予定期間	
発行残高の上限	

（3）本様式第一部の記載の特例

発行者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に掲げる発行予定期間中に発行する債券等に係る特定証券情報を公表する場合で、かつ、当該プログラム情報に本様式第一部に掲げる事項が記載されている場合には、当該プログラム情報の記載を参照すべき旨を記載したときには、本様式第一部の当該事項の記載を省略することができる。

（4）新規発行社債

a 「銘柄」の欄には、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保

提供限定特約付)」、「第何回無担保社債(社債間限定同順位特約付)」のように記載すること。

- b 当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。
- c 「発行価格」の欄には、券面額100円についての発行価額を記載すること。
- d 「振替機関」の欄には、振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下このdにおいて同じ。)を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。
- e 「特定投資家向け取得勧誘の方法」の欄には、株主優先募入及び打切発行(社債の応募額が発行価額の総額に達しなくとも当該社債が成立する旨社債申込証に記載した場合における発行をいう。)等の特定投資家向け取得勧誘の方法の概要について記載すること。
- f 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで特定証券情報を提出する場合には、その決定予定期限及び具体的な決定方法を注記すること。
- g 「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法(買入消却、任意償還、減債基金等)を記載すること。
- h 「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。
- i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで特定証券情報を提出する場合には、これらの事項の決定予定期限及び具体的な決定方法を注記すること。
- j 「発行価格」を記載しないで特定証券情報を提出する場合には、「発行価額の総額」は特定証券情報提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項(純資産額維持、利益維持、担付切換等)に分けて、その内容を記載すること。

また、当該発行に係る社債についての保証会社に関する財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

1 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付、当該格付を付与した信用格付業者の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載すること。

(5) 社債の引受け及び社債管理の委託

- a 社債管理者を設置する場合であって、社債管理者が決定していないときには、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。
- b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。
- c 「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。
- d 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの決定予定期限を注記すること。

(6) 売付けの条件

「売付け価格」の欄には、券面額100円又は振替社債の金額100円についての売付け価額を記載すること。

(7) 本様式第二部の記載の特例

- a 繼続開示会社

1年間継続して有価証券報告書を公表している発行者は、表紙にその旨を記載すること。この場合においては、本様式第二部の記載を省略することができる。

- b 発行者情報の参照方式

1年間継続して発行者情報を公表している発行者は、法第27条の31第3項の規定により、当該発行者に係る直近の発行者情報及び訂正発行者情報（以下「参照情報」という。）を参照すべき旨を記載したときは、本様式第二部の記載を省略することができる。この場合において、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第4条第2項第1号に掲げる特定取引所規則において定める方法は、本様式に第二部として「参照情報」の項目を設け、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条第2項第1号ハ及びニ（対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、同項第2号ハ及びニとする。）に掲げる事項に関する情報については参照情報を参照するべき旨を記載し、参照情報の名称、公表年月日及び参照情報を公表しているホームページのアドレスを記載する方法とする。

c プログラム情報を公表している場合

1年間継続して有価証券報告書又は発行者情報のいずれも公表していない発行者が、プログラム情報を公表しており、当該プログラム情報に掲げる発行予定期間中に発行する債券等に係る特定証券情報を公表する場合には、当該プログラム情報の第二部を参照すべき旨を記載したときには、本様式第二部の記載を省略することができる。

（8）本様式第三部の記載の特例

a 継続開示会社

1年間継続して有価証券報告書を公表している発行者は、表紙にその旨を記載すること。この場合においては、本様式第三部の記載を省略することができる。

b 継続開示会社以外の発行体

当該有価証券以外の有価証券に関する事項を記載すること。ただし、本様式第二部において、当該有価証券以外の有価証券に関する事項を記載している場合には、本様式第三部の記載を省略することができる。

（9）保証の対象となっている社債

当該公表が売付けに係るものである場合に、保証の対象となっている社債について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、発行者の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

（10）継続開示会社たる保証会社に関する事項

当該公表に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合には、その旨を記載すること。

（11）継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 当該公表に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b 「2 企業の概況」及び「3 経理の状況」の事項については、本様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」及び「第2 経理の状況」に準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

上場契約書

年 月 日

株式会社TOKYO AIM取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地

発行者名 印

代表者の役職氏名 印

_____ (以下「発行者」という。) は、その発行する債券等を貴取引所に上場するにあたって、下記の事項を承諾します。

記

1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、TOKYO PRO-BOND Market 上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則」という。) のうち、発行者及び上場される発行者の債券等 (以下「上場債券等」という。) に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則に基づいて、貴取引所が行う上場債券等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は上場債券等に関する発行者と貴取引所との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

(本契約書は、本契約書に準じて英語で記載したものと提出することができます。)

(別記第7号様式)

発行者情報

【表紙】

【公表書類】発行者情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券等は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券等の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(法第21条第1項に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいいます。以下、本項において同じ。)は、発行者情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、金融商品取引法第27条の34において準用する第22条に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明した時は、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の既存市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。これらの点について、投資者は、TOKYO AIM取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO AIM取引所の諸規則に留意する必要があります。

4 TOKYO AIM取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
- 2【事業の内容】
- 3【関係会社の状況】

第2【経理の状況】

【連結財務諸表等】

- (1)【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ②【連結損益計算書】
 - ③【連結株主資本等変動計算書】
 - ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤【連結附属明細表】
- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

(記載上の注意)

第5号様式の記載上の注意に準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）するものとし、適宜必要な読み替えを行うものとする。

記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（規程第6条第4項で認められるものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。また、発行者情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

TOKYO PRO-BOND Market に関する Q&A

目次

TOKYO PRO-BOND Market 創設のねらい.....	5
Q1 TOKYO PRO-BOND Market 創設の目的はなんですか。	5
Q2 債券発行者及び投資家にとっての TOKYO PRO-BOND Market のメリットはなんですか。	5
Q3 総則、定義（規程第 1 条～第 3 条、第 25 条関係）	6
Q4 どのような有価証券が上場できますか。	6
Q5 開示資料の言語を変更することはできますか。その際の留意点について教えてください。	6
Q6 規程第 3 条でいう「本国等における法制度、実務慣行等」とはなんですか。 .	6
上場申請（規程第 4 条～第 8 条関係）	7
Q7 「有価証券新規上場申請書」の受付の窓口と受付時間について教えてください。	7
Q8 代理人による申請は可能ですか。また、英語での申請、相談、照会は可能ですか。	7
Q9 プログラム情報とはなんですか。プログラム情報を提出するとどのような利点があり、また義務が発生しますか。	7
Q10 プログラム情報と発行登録書の違いはなんですか。	8
Q11 プログラム情報の第 2 号様式以外の様式の利用は可能ですか。	8
Q12 プログラム情報と特定証券情報の関係について教えてください。	8
Q13 プログラム情報の提出は必ず求められますか。	8
Q14 プログラム情報の利用についての適格性要件はありますか。	8

Q15 プログラム情報に基づいて発行する債券は、必ず上場する必要がありますか。	9
Q16 プログラム情報の公表方法を教えてください。9	9
Q17 特定証券情報とは何ですか。9	9
Q18 特定証券情報には、第5号様式以外の様式の利用は可能ですか。9	9
Q19 債券について保証を受けている場合、保証会社に関する情報の開示は求められますか。9	9
Q20 特定証券情報に関する特例について教えてください。9	9
Q21 プログラム情報を公表している場合の、特定証券情報の記載方法について教えてください。10	10
Q22 許容される会計基準について教えてください。10	10
Q23 特定証券情報の公表方法を教えてください。10	10
上場適格性（規程第9条～第12条関係）10	10
Q24 株式会社TOKYO AIM取引所は、上場審査を行いますか。10	10
Q25 本規程でいう格付業者の範囲について教えてください。11	11
Q26 格付けの取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。11	11
Q27 格付けのレベルは問わないという理解で正しいでしょうか。たとえば、BBB格以上であることは必要ないという理解で良いですか。11	11
Q28 格付け要件の例外について教えてください。11	11
Q29 主幹事証券会社リストとはなんですか。主幹事証券会社とJ-Nomadとは同じものですか。11	11
Q30 主幹事証券会社リストは発行体ごとに作るものですか、それとも全銘柄についてひとつのリストを作るものですか。11	11
Q31 主幹事証券会社リストへの登録と除外の要件は何ですか。12	12
Q32 主幹事証券会社リストへの登録には登録手数料はかかりますか。12	12
Q33 主幹事証券会社要件の例外について教えてください。12	12

Q34 プログラム情報に基づいて発行する場合の上場までの標準的な日程を教えてください。	12
Q35 プログラム情報に基づかないで発行する場合の上場までの標準的な日程を教えてください。	12
発行者情報開示義務、その他の義務（規程第 13 条～第 19 条関係）	13
Q36 適時開示事項について教えてください。	13
Q37 適時開示の方法について教えてください。	13
Q38 適時開示義務が免除される場合について教えてください。	13
Q39 発行者情報には、第 7 号様式以外の様式の利用は可能ですか。	13
Q40 発行者情報の開示が必要ない場合について教えてください。	13
Q41 許容される会計基準について教えてください。	14
Q42 発行者情報の公表方法を教えてください。	14
Q43 上場債券の発行者のウェブサイトの整備についてはどのようなことが期待されますか。	14
Q44 上場手数料はどのような場合に発生しますか。具体的な金額はいくらですか。	14
市場秩序の維持、上場廃止（規程第 20 条～第 24 条関係）	14
Q45 債券の上場廃止は、どのような場合になされますか。	14
Q46 上記以外の理由による申請による上場廃止は可能ですか。	15
売買制度（業務規程等）	15
Q47 上場債券の売買は取引所外で行ってもよいですか。	15
Q48 債券の売買単位について教えてください。	15
Q49 投資家の範囲について教えてください。	15
Q50 非居住者については、平成 22 年度税制改正で導入された非居住者債券所得非課税制度の対象になりますか。	15
Q51 取引所取引は、課税玉と非課税玉のどちらを前提としていますか。	15
Q52 外貨建債券の通貨については、制約はありますか。	16

清算・決済制度（清算・決済規程等）	16
Q53 取引所における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。	16
Q54 取引所外における債券の清算・決済はどのように行いますか。	16
法令、その他	16
Q55 上場債券の勧誘を行うに当たって、金融商品取引法に基づき締結が求められる 譲渡制限契約について教えてください。	16
Q56 上場債券に関する告知義務について教えてください。	17
Q57 証券会社による引受審査・デューディリジェンスの内容、程度について教えて ください。 TOKYO PRO-BOND Market の規則上の制約・義務はありますか。 ..	17
Q58 売買参考統計値の対象にはなりますか。	18

TOKYO PRO-BOND Market 創設のねらい

Q1 TOKYO PRO-BOND Market 創設の目的はなんですか。

A1 TOKYO PRO-BOND Market は、2008 年の金融商品取引法改正で導入された「プロ向け市場制度」に基づく、プロ投資家向けの新しい債券市場です。

日本の債券市場は額面 1 億円以上の社債管理会社不設置債を中心としたプロ投資家向けの発行が太宗を占めるにも拘らず、金融商品取引法の開示制度及び実務慣行は、個人投資家向けの債券も含むことを前提とした手厚いものとなっています。また、海外発行体の日本国内での起債意欲は高いにも拘らず、日本語による開示が障害となって必ずしも発行額は伸びていません。

TOKYO PRO-BOND Market は、こうした状況を踏まえ、「プロ向け市場制度」をフルに活用しつつ、ユーロ市場のような柔軟かつ機動的な債券の発行を実現し、国内外の発行体と投資家さらには証券会社などの関係業界の利便性を向上させ、アジアの中核としての日本の債券市場の発展に資することを目的にしています。

Q2 債券発行者及び投資家にとっての TOKYO PRO-BOND Market のメリットはなんですか。

A2 機動的かつ柔軟な起債が可能になります。

債券を発行する際に必要な開示書類を、投資家への情報提供の質は維持した上で、大幅に簡素化するなど、手続きを効率化することにより、市場環境に対応した機動的かつ柔軟な発行が実現されます。海外の MTN プログラムと同様、発行体の基礎的な情報や財務情報、起債可能枠を TOKYO PRO-BOND Market に登録（プログラム上場）すると、その枠の範囲内で隨時債券を発行できる仕組みを導入します。

また、海外発行体（企業・団体）に対して、高い利便性が提供されます。

従来のサムライ債発行には日本語開示が必要でしたが、TOKYO PRO-BOND Market では英語のみでの開示が可能です。日本会計基準に加え、国際会計基準、米国会計基準も採用し、円建て以外の様々な通貨での発行も可能です。

投資家にとってのメリットは、まず、TOKYO PRO-BOND Market を利用した債券の発行が増えることにより、より多くの内外の発行体の債券が日本で起債されることになり、国内外の投資家にとって日本市場における投資対象が多様化します。海外の投資家にとっては、英語による情報開示の拡充により、日本市場における投資がより容易になります。欧州の投資家など、上場銘柄のみを投資適格としている海外投資家にとっても日本で起債される債券への投資が可能になり、投資運用機会の拡充につながります。投資家にとって必要な情報は当取引所及び発行者のウェブサイトに開示され、簡便にアクセスできるようになります。

※ MTN は Medium Term Note(ミディアム・ターム・ノート) の略で、MTN プログラムに基づいて発行される債券を指し、ユーロ市場では一般的な社債発行形態となっています。MTN プログラムとは、社債発行により資金調達を予定している発行体が、あらかじめディーラー数社と MTN 発行に関する包括的な契約を締結しておくことにより、発行限度枠内で隨時機動的に債券発行ができるようにする枠組みのことをいいます。MTN プログラムは通常、ロンドン、ルクセンブルク等の取引所に上場（リストティング）されています。

総則、定義（規程第 1 条～第 3 条、第 25 条関係）

Q3 どのような有価証券が上場できますか。

A3 内国法人又は外国法人の発行する社債券、特別の法律により内国法人又は外国法人の発行する債券、投資法人債券、外国投資証券のうち投資法人債券に類する証券、内国又は外国の者の発行する地方債証券、内国法人又は外国法人の発行する特定社債券、特定目的信託の受益証券のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの、外国の者の発行する特定目的信託の受益証券、外国の発行する国債が上場の対象です。発行地に関する制約は特段ありません。社債券については、いわゆる普通社債のほか、仕組み債についても、社債券の定義に当てはまる限りにおいては上場可能ですが、転換社債や交換社債については、対象とはしておりません。また、いわゆるイスラム債の上場は、特定目的信託の受益証券の形態により、可能となります。

Q4 開示資料の言語を変更することはできますか。その際の留意点について教えてください。

A4 開示資料の言語の変更は可能です。たとえば、海外の発行体のケースなどで、債券発行時の開示は英語と日本語の双方の言語とし、継続開示については英語のみの開示とすることなどが考えられます。ただし、その場合、例えば発行時において、あらかじめ投資家に対し、継続開示は英語のみで行われることを周知しておくなど、投資家の混乱を防ぐ方策を講じることが必要です。また、ひとつの開示資料のなかで日本語と英語の両言語を用いることにより、発行体と投資家双方の利便を図ることも考えられます。

Q5 規程第 3 条でいう「本国等における法制度、実務慣行等」とはなんですか。

A5 発行体の設立準拠国の法制度、実務慣行等に限るものではなく、債券の発行地における法制度、実務慣行等を幅広く含む趣旨です。株式会社 TOKYO AIM 取引所は、プリ

ンシプル・ベースの考え方（規程第1条第2項）に基づき、債券市場のプラクティスを踏まえて、柔軟かつ適切な規則の運用を行います。なお、準拠法については取引所規則上特段の限定はありません。

上場申請（規程第4条～第8条関係）

Q6 TOKYO PRO-BOND Market を利用した債券の発行と「上場」の関係について教えてください。

A6 TOKYO PRO-BOND Market の情報開示の仕組みを用いて債券を発行するには、TOKYO PRO-BOND Market に上場していただく必要があります。TOKYO PRO-BOND Market に上場しない場合には、他の制度（金融商品取引法上の募集：有価証券届出書を提出、適格機関投資家私募、少人数私募など）を利用して発行することになり、その場合には TOKYO PRO-BOND Market が提供するさまざまなメリット（柔軟な制度でありながら、実質的に現在の債券投資家（個人向け債券の投資家を除く）と同様の範囲の投資家に販売できる等）を享受することはできません。

Q7 「有価証券新規上場申請書」の受付の窓口と受付時間について教えてください。

A7 上場申請の受付窓口は、株式会社 TOKYO AIM 取引所となります。受付時間は、基本的には株式会社 TOKYO AIM 取引所の営業時間（8時45分から16時45分まで）とさせていただきますが、海外発行体の場合は時差等を考慮して柔軟に対応させていただきます。電子媒体による場合も、同様です。

Q8 代理人による申請は可能ですか。また、英語での申請、相談、照会は可能ですか。

A8 代理人による申請、英語での申請、相談、照会とも、可能です。

Q9 プログラム情報とはなんですか。プログラム情報を提出するとどのような利点があり、また義務が発生しますか。

A9 プログラム情報は、ユーロ MTN プログラムと同様の趣旨で、発行体の基礎的な情報や財務情報、起債可能枠を開示するものです。プログラム情報の格付けを取得し、引受証券会社の候補社名を記載することにより、その後の実際の債券の発行時には、速やかな発行と上場手続が可能となります。プログラム情報を提出した発行体は、適時開示の義務を負うなど、取引所の規則を遵守する義務が発生します。

Q10 プログラム情報と発行登録書の違いはなんですか。

A10 プログラム情報と発行登録書は、ともに発行体の基礎的な情報や財務情報、起債可能枠を開示するものです。発行登録書は金融商品取引法に基づく開示書類ですが、プログラム情報は当取引所の規則に基づき、当取引所が定める第2号様式又は当取引所が適當と認める様式により作成されます。発行登録書では、発行枠の規定方法として、一定期間内における発行予定額又は発行残高の上限を記載するものとされています。ここでいう発行残高には、過去の発行登録に基づき発行された債券の発行額は含まれません。他方、プログラム情報では、ユーロMTNプログラムと同様、過去のプログラム情報に基づく発行分も含めた発行残高の上限を記載していただきます。この方式のもとでは、現在又は過去のプログラム情報に基づき発行された債券が償還された場合には、当該償還額と同額分、プログラム情報に基づき発行できる額が増えます。

Q11 プログラム情報の第2号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A11 有価証券上場規程施行規則第3条第1項に基づき、当取引所が適當と認める場合には可能です。たとえば、ユーロMTNプログラムで実際に利用されているプログラムの様式をそのまま利用することができます。また、海外のソブリン債については、外国債券等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令に定める様式を利用してくださいとができます。

Q12 プログラム情報と特定証券情報の関係について教えてください。

A12 プログラム情報の提出後、その枠の中で債券を発行して上場する際に、特定証券情報を提出する必要があります。特定証券情報では、プログラム情報の内容を参照します。

Q13 プログラム情報の提出は必ず求められますか。

A13 プログラム情報の提出はあくまで任意です。発行登録制度と同様、頻繁に（=年間に何度も）債券を発行する発行体にとって、プログラム情報の提出による個別の発行の迅速化、容易化はメリットがありますが、例えば1年間に1回しか債券を発行しない発行体にとって、プログラム情報の提出は必ずしもメリットがありません。こうした発行体は、特定証券情報だけを提出することで債券を発行・上場することが通常であると思われます。

Q14 プログラム情報の利用についての適格性要件はありますか。

A14 プログラム情報について、規程第5条第1項で読み替える第9条各号に定める上場適格性要件を満たしていただく必要があります。原則として、プログラム情報について格付けを取得していることと、主幹事証券会社の候補会社としてプログラム情報に

掲載した者が主幹事証券会社リストに掲載されていることが求められます。

Q15 プログラム情報に基づいて発行する債券は、必ず上場する必要がありますか。

A15 プログラム情報に基づいて発行する債券を上場させる必要は、必ずしもありません。発行体の選択にゆだねられます。上場しないで債券を発行する場合には、他の制度にしたがって発行することになります。適格機関投資家私募や少人数私募の仕組みを用いることになるものと思われます。

Q16 プログラム情報の公表方法を教えてください。

A16 株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトと発行者の情報を掲載するウェブサイトに同時に継続して掲載する方法により、公表していただきます。

Q17 特定証券情報とは何ですか。

A17 特定証券情報とは、TOKYO PRO-BOND Market の仕組みを使って債券を発行・上場する場合に提出、公表する必要のある書類であり、有価証券の募集の場合の有価証券届出書に相当するものです。特定証券情報の内容、書式は株式会社 TOKYO AIM 取引所が定めます。1年間継続して有価証券報告書を提出している発行体においては、特定証券情報に財務書類を含む企業情報を記載する必要がなく、また海外の発行体においては母国当局や取引所への提出書類をそのまま流用できるなど、TOKYO PRO-BOND Market 用の追加書類作成コストが極力小さくなるような工夫を行っています。

Q18 特定証券情報には、第5号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A18 有価証券上場規程施行規則第4条第3項に基づき、当取引所が適当と認める場合は可能です。たとえば、ユーロ市場で実際に利用されている開示様式を利用していくことができます。また、海外のソブリン債については、外国債券等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令に定める様式を利用していくことができます。

Q19 債券について保証を受けている場合、保証会社に関する情報の開示は求められますか。

A19 特定証券情報の第5号様式では、発行者の保証会社の情報の記載欄を設けています。

Q20 特定証券情報に関する特例について教えてください。

A20 1年間継続して有価証券報告書を開示している発行体は、特定証券情報に、有価証券報告書を提出している旨を記載することが求められ、第5号様式第二部の【企業情報】の記載を省略することができます。また、発行者情報 (TOKYO PRO-BOND Market

の場合の継続開示)の提出・公表も不要です。また、金融商品取引法第3条各号に規定する有価証券(地方債等)の取得勧誘を行う場合については、特定証券情報にかえて発行要項(上場債券等の別記第5号様式の第一部証券情報に相当する情報)を提出することが求められます。なお、発行要項には発行体の財務情報は含まれませんが、発行体が財務情報を作成している場合には当該情報を発行体のウェブサイトに掲載するなど、積極的な情報の発信が望されます。

Q21 プログラム情報を公表している場合の、特定証券情報の記載方法について教えてください。

A21 プログラム情報の提出後、その枠の中で債券を発行して上場する際には、特定証券情報を提出する必要があります。特定証券情報では、プログラム情報の内容を参照することができますので、その内容は発行登録追補書類と同様に簡易なものとなります。なお、発行登録追補書類では、継続開示している情報(有価証券報告書や四半期報告書)を参照(添付しているのと同様の法律効果を持つ)する必要がありますが、特定証券情報ではその必要はなく、単に有価証券報告書を提出している旨を記載すれば足ります。

Q22 許容される会計基準について教えてください。

A22 日本国会基準、米国会計基準又は国際会計基準(IFRS)の3基準と、これら3基準のいずれかと同等であることを、当取引所が認めた基準が許容されます。当取引所が認めた基準による場合は、当該3基準のいずれかとの差異を監査法人の監査を受けた上で開示(いわゆる調整開示)しなければなりません。

Q23 特定証券情報の公表方法を教えてください。

A23 株式会社TOKYO AIM取引所のウェブサイトと発行者等の情報を掲載するウェブサイトに同時に継続して掲載する方法により、公表していただきます。

上場適格性(規程第9条～第12条関係)

Q24 株式会社TOKYO AIM取引所は、上場審査を行いますか。

A24 株式会社TOKYO AIM取引所は、債券が、規程第9条各号の上場適格性の要件を満たしていることを確認します。株式の上場とは異なり、形式的な要件の確認のみであるため、審査にはほとんど時間を要しません。

Q25 本規程でいう格付業者の範囲について教えてください。

A25 規則上は、「法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社であって信用格付業者に対する規制・監督の枠組みと同等と認められる規制・監督の枠組みに服するものをいう」と定めています。国内・海外の格付会社がこれにあたります。現在のところ、これに該当すると考えられるのは、スタンダード アンド プアーズ（日本法人に限らない。）、ムーディーズ（日本法人に限らない。）、ファイitch（日本法人に限らない。）、格付投資情報センター、日本格付研究所です。なお、これ以外の格付業者についても、該当する可能性がありますので、個別にご相談ください。

Q26 格付けの取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。

A26 格付けの取下げは、上場廃止基準に抵触しません。

Q27 格付けのレベルは問わないという理解で正しいでしょうか。たとえば、BBB 格以上であることは必要ないという理解で良いですか。

A27 ご理解のとおり、格付けのレベルは問いません。

Q28 格付け要件の例外について教えてください。

A28 上場しようとする債券が地方債、外国地方債又は外国国債である場合と、国、国内外の地方公共団体若しくは当取引所が適当と認める金融機関による保証を受けている場合については、債券が格付けを取得する必要はありません。

Q29 主幹事証券会社リストとはなんですか。主幹事証券会社と J-Nomad とは同じものですか。

A29 主幹事証券会社リストとは、株式会社 TOKYO AIM 取引所が作成するリストで、TOKYO PRO-BOND Market への債券の上場及びプログラム情報の開示にあたって主幹事証券たりうる証券会社のリストです。当該制度は、TOKYO AIM（株式市場）の J-Nomad 制度とは異なります。TOKYO PRO-BOND Market は J-Nomad 制度を採用していません。

Q30 主幹事証券会社リストは発行体ごとに作るものですか、それとも全銘柄についてひとつつのリストを作るものですか。

A30 主幹事証券会社リストは、発行体ごとではなく、全銘柄共通のリストとして株式会社 TOKYO AIM 取引所が作成・公表するものです。

Q31 主幹事証券会社リストへの登録と除外の要件は何ですか。

A31 主幹事証券会社リストへの登録は、当該リストへの登録を希望する会社からの申請を受け、これまでの内外の債券発行に係る主幹事実績等を勘案して株式会社 TOKYO AIM 取引所が登録の可否を決定します。また、株式会社 TOKYO AIM 取引所がリストへの掲載の継続が不適当と認める場合（例えば当該証券会社が債券の引受業務から撤退してしまったような場合）には、登録の取消しを行います。

Q32 主幹事証券会社リストへの登録には登録手数料はかかりますか。

A32 主幹事証券会社リストへの登録には手数料はかかりません。

Q33 主幹事証券会社要件の例外について教えてください。

A33 株式会社 TOKYO AIM 取引所が適当と認める金融機関が当該債券の総額を購入しているとき、証券会社による債券の引受は行われませんが、当該金融機関の審査による当該債券の質の確認が行われると考えられるため、このような場合については主幹事証券会社要件の例外とします。

Q34 プログラム情報に基づいて発行する場合の上場までの標準的な日程を教えてください。

A34 標準的な日程では、上場申請の翌日には上場承認されます。上場日は払込日の翌日であり、振替債の上場申請を行う場合は支払代理人の手続きのために払込日の 4 日前までに条件決定が必要ですので、条件決定と同時に上場申請していただくことにより、円滑な上場が可能となります。なお、発行体コードをもたない発行体については事前にその取得が必要です。また、証券保管振替機構を初めて利用する場合には、同社への制度参加申請が事前に必要です。両手続きとも、1~2 週間かかりますが、プログラム上場時にこれらの手続きを済ませておくことをおすすめします。

(標準的なスケジュール)

D-4 : 条件決定、上場申請

D-3 : 上場承認

D : 払込み

D+1 : 上場

Q35 プログラム情報に基づかないで発行する場合の上場までの標準的な日程を教えてください。

A35 プログラム情報に基づく場合と、に基づかない場合では、上場承認にかかる時間に違いが生まれる可能性があります。プログラム情報に基づく場合は、当該プログラム情

報が格付けを取得しており、かつプログラム情報に引受証券会社の候補が記載されているため、実際の発行のときには上場適格性の確認が瞬時に可能です。他方、プログラム情報に基づかない場合では、上場申請を受けた時にこれを確認する必要があります。しかしながら、確認するのは格付けの有無、引受証券会社という形式的な項目についてですので、株式会社 TOKYO AIM 取引所に係る日程としては、プログラム上場の場合とさほど変わらないと考えていただいて差し支えありません。なお、発行体コードの取得と、証券保管振替機構への制度参加申請については、前問と同様です。

発行者の情報開示義務、その他の義務（規程第 13 条～第 19 条関係）

Q36 適時開示事項について教えてください。

A36 規程第 14 条に基づく開示事項とその軽微基準は有価証券上場規程の別表 1 に定められているとおりです。具体的には、解散、破産、不渡りなどの事項です。

Q37 適時開示の方法について教えてください。

A37 株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトと発行者等の情報を掲載するウェブサイトに掲載する方法により、公表していただきます。

Q38 適時開示義務が免除される場合について教えてください。

A38 国内若しくは海外の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社と、事業活動の開示を必要としない債券（地方債、特定社債、特定目的信託の受益証券、外国の発行する国債）については、規程第 14 条の適時開示義務は免除されます（ただし株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトから簡単に株券等の上場に伴う開示情報にアクセスができるようにしていただく必要があります）。

Q39 発行者情報には、第 7 号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A39 有価証券上場規程施行規則第 9 条第 1 項に基づき、当取引所が適当と認める場合は可能です。たとえば、ユーロ市場で実際に利用されている開示様式を利用していくいただくことができます。また、海外のソブリン債については、外国債券等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令に定める様式を利用していくことができます。

Q40 発行者情報の開示が必要ない場合について教えてください。

A40 有価証券報告書の提出義務のある発行者については、発行者情報の開示は必要ありません（ただし株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトから簡単に有価証券報告書などの開示情報にアクセスができるようにしていただく必要があります）。また、当

該上場債券が金融商品取引法第3条各号に規定する有価証券（地方債等）であって当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合も、発行者情報の開示は必要ありません。

Q41 許容される会計基準について教えてください。

A41 Q22と同様、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準（IFRS）の3基準と、これら3基準のいずれかと同等であることを、当取引所が認めた基準が許容されます。当取引所が認めた基準による場合は、当該3基準のいずれかとの差異を監査法人の監査を受けた上で開示（いわゆる調整開示）しなければなりません。

Q42 発行者情報の公表方法を教えてください。

A42 株式会社TOKYO AIM取引所のウェブサイトと発行者等の情報を掲載するウェブサイトに同時に継続して掲載する方法により、公表していただきます。

Q43 上場債券の発行者のウェブサイトの整備についてはどのようなことが期待されますか。

A43 債券の発行者の開示情報は、株式会社TOKYO AIM取引所のウェブサイトと発行者のウェブサイトに開示されることが求められます。発行者のウェブサイトを利用する投資家の目から見て、開示資料の掲載場所や内容が分かりやすいことが必要ですし、株式会社TOKYO AIM取引所のウェブサイトから各サイトへのリンクを貼ることも求められます。

Q44 上場手数料はどのような場合に発生しますか。具体的な金額はいくらですか。

A44 上場手数料は、プログラム情報の公表時と、債券の発行・上場時に発生します。上場維持の手数料は発生いたしません。

プログラム上場料は200万円、プログラムに基づく場合の新規上場料は100万円と発行額の0.5ベーシスポイントのいずれか小さい額、プログラムに基づかない場合の新規上場料は200万円です。ただし、2011年12月までにプログラム上場又は新規上場をする場合の上記料金は半額とします（プログラム上場料100万円、プログラムに基づく場合の新規上場料50万円と発行額の0.5ベーシスポイントのいずれか小さい額、プログラムに基づかない場合の新規上場料100万円）。

市場秩序の維持、上場廃止（規程第20条～第24条関係）

Q45 債券の上場廃止は、どのような場合になされますか。

A45 規程第23条第1項に基づき、(1)最終償還期限が到来する場合、(2)債券の全額につ

いて最終償還期限を繰り上げて償還する場合、(3)吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される場合、(4)上場債券の発行者が特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書について重大な虚偽記載を行った場合、(5)上場債券が期限の利益を喪失した場合、(6)前各号のほか、公益又は投資者保護のため、株式会社TOKYO AIM 取引所が上場廃止を適当と認めた場合、の各場合に上場廃止されます。また、上場債券の発行者が規則に違反した場合の措置として上場廃止措置がとられる場合があります（規程第 20 条第 2 項）。

Q46 上記以外の理由による申請による上場廃止は可能ですか。

A46 申請による上場廃止は受け付けない方針です。

売買制度（業務規程等）

Q47 上場債券の売買は取引所外で行ってもよいのですか。

A47 従来の債券と同様、取引所外において売買を行っていただいて結構です。

Q48 債券の売買単位について教えてください。

A48 円建ての債券については額面 1 億円を売買単位とします。また、外貨建ての債券については、各債券の発行されている券種の額面金額とします。

Q49 投資家の範囲について教えてください。

A49 TOKYO PRO-BOND Market に売買注文を出せる者の範囲は、①特定投資家及び②非居住者です。特定投資家とは、生損保等の適格機関投資家、上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社がこれにあたり、これ以外でも、上記以外の法人や、純資産額及び金融資産額 3 億円以上かつ 1 年以上の取引経験のある個人については、証券会社への申出、承諾により特定投資家とみなされることとなります。

Q50 非居住者については、平成 22 年度税制改正で導入された非居住者債券所得非課税制度の対象になりますか。

A50 一部例外を除き、対象になります。

Q51 取引所取引は、課税玉と非課税玉のどちらを前提としていますか。

A51 債券利子に係る税制上、債券の利子に関して課税対象となる債券（課税玉）と課税対象とならない債券（非課税玉）がありますが、取引所における売買は課税玉を前提としています。これは取引所が非課税玉を前提としようとしても、取引所での取引に

おいては受け渡しの対象となる債券の過去の保有者の履歴を特定することができないため、取引所外での売買を通じて課税対象となる者（個人及び資本金 1 億円未満の法人）が保有した履歴を持つ課税玉が受渡債券に入る可能性があるからです。課税玉の混入が排除できない以上、課税玉を前提とした売買とせざるを得ません。したがって、経過利子から税額相当分を差し引いた金額を売買代金に加算した金額を受け渡すことになります。

Q52 外貨建債券の通貨については、制約はありますか。

A52 特に制約はありません。

清算・決済制度（清算・決済規程等）

Q53 取引所における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。

A53 国内発行の債券について取引所で売買を行った場合には、日本証券クリアリング機構（以下、「JSCC」という。）を通じて清算・決済を行うこととなります。海外で発行する債券については、取引所で売買を行った場合でも JSCC を通じた清算・決済を行うことができませんので、売り方、買い方となる証券会社に相対で清算・決済を行っていただくことになります。この場合、売買が成立した時点で、当取引所から清算等を行う相手方となる証券会社をお知らせします。

Q54 取引所外における債券の清算・決済はどのように行いますか。

A54 取引所外で売買を行った場合には、国内発行・海外発行を問わず、各証券会社において定める方式により清算等を行うことになります。

法令、その他

Q55 上場債券の勧誘を行うに当たって、金融商品取引法に基づき締結が求められる譲渡制限契約について教えてください。

A55 TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合には、発行体と投資家との間及び証券会社と投資家との間でそれぞれ譲渡制限契約を締結することが求められます。

また、TOKYO PRO-BOND Market に上場した債券について市場外で OTC 取引を行う場合には、特定投資家向け売付け勧誘等に該当し、勧誘を行う者と投資家との間で譲渡制限契約の締結が必要となります。

参考条文：

特定投資家向け取得勧誘について、金融商品取引法 2 条 3 項 2 号ロ(2)、令 1 条の 5 の 2 第 2 項 3 号、定義府令 12 条 1 号ロ、11 条の 2 第 1 項

特定投資家向け売付け勧誘等について、金融商品取引法 2 条 4 項 2 号ロ(2)、令 1 条の 8 の 2 第 3 号、定義府令 13 条の 6 第 1 号ロ、13 条の 5 第 1 項

Q56 上場債券に関する告知義務について教えてください。

A56 TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合には、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となります。当該告知については、書面の交付は必ずしも要求されていません。

また、TOKYO PRO-BOND Market に上場した債券について市場外で OTC 取引を行う場合にも、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となります。

参考条文：

金融商品取引法 23 条の 13 第 3 項 1 号、開示府令 14 条の 14 の 2 第 3 号

Q57 証券会社による引受審査・デューディリジエンスの内容、程度について教えてください。TOKYO PRO-BOND Market の規則上の制約・義務はありますか。

A57 引受証券会社による引受審査・デューディリジエンスの内容、程度について、TOKYO PRO-BOND Market の規則で具体的な義務を定めることは考えていません。ユーロ市場等のプラクティスを参考に引受審査・デューディリジエンスのレベルを各証券会社において個々のケースに応じて判断していただくことになります。

なお、これに関連する TOKYO PRO-BOND Market の特徴としては以下が挙げられます。

1. 法律上、発行企業が日本の取引所に上場しているなど継続開示会社である場合には、発行時に公表する特定証券情報（有価証券届出書もしくは発行登録追補書類に相当するもの）において、継続開示書類（有価証券報告書及び四半期報告書等）を参照しないため（有価証券報告書等を開示をしている旨を記載すれば足りる）、金融商品取引法第 17 条及び 21 条（特定証券情報にも準用されている）で立証責任が転換されている証券会社の民事責任の対象に継続開示書類が含まれない（すなわち当該発行企業の継続開示書類は上記加重責任の対象にならない）ことから、同 17 条及び 21 条に係る引受証券会社の法的リスクは大きく軽減される。
2. 証券業協会が定める引受審査に係る規則は適用がない。

3. TOKYO PRO-BOND Market は「プロ向け市場」ということで、個人投資家（特定投資家の範囲に入る個人を除く）を対象にしていないことから、証券会社においては、個人投資家を保護するために引受審査・デューディリジェンスを行うという観点は必要なくなる。証券会社は、残額の引受リスク（自ら当該債券を保有することとなった場合の投資リスク）、プロフェッショナルとしてのレビューテーションリスク（例えば、販売後ほどなく発行体のこれまでの開示内容が大きく変更される、あるいは発行体が重要な情報を開示する等により債券の価格が大きく変動するリスク）等の観点から引受審査・デューディリジェンスを行うことになると考えられる。

また、当取引所としては、早稲田大学法学学術院 GCOE アジア資本市場法制研究グループ（Waseda Univ., Faculty of Law, Global COE Asian Capital Market Legislation Research Group）やアジア資本市場協議会（The Capital Markets Association for Asia :CMAA）などによる引受実務の標準的実務プラットフォーム等の提言策定に向けた活動を注視しており、当取引所としてもこうした活動に積極的に参画しています。

参考条文：

民事責任について、金融商品取引法 27 条の 33、21 条 1 項 4 号

継続開示会社が公表する特定証券情報の記載事項について、金融商品取引法 27 条の 31、証券情報等内閣府令 2 条 2 項 1 号

同じく発行者情報の公表を要しない場合について、金融商品取引法 27 条の 32 第 1 項、証券情報等内閣府令 8 条 1 項 1 号

元引受業者の義務について、金融商品取引法 40 条 2 号、金商業府令 123 条 1 項 4 号

Q58 日本証券業協会の売買参考統計値の対象にはなりますか。

A58 TOKYO PRO-BOND Market の制度を利用して発行する債券については、現時点では日本証券業協会の売買参考統計値制度の対象となっていませんが、今後引き続き関係者と協議していきます。